

浜田市で結婚したらどちらかが受け取れる！？

※ただし、対象要件を全て満たす必要があります。

※ただし、いずれも予算に限りがあります。

浜田市は

新婚世帯の
新生活を
応援します！

浜田市では、新規に婚姻した世帯に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、結婚新生活支援事業補助金又は結婚新生活応援金を給付します。

結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の住居費や引越費用を補助します。

1世帯当たり

夫婦共に29歳以下の場合 夫婦共に39歳以下の場合

上限 **60** 万円 OR 上限 **30** 万円

OR

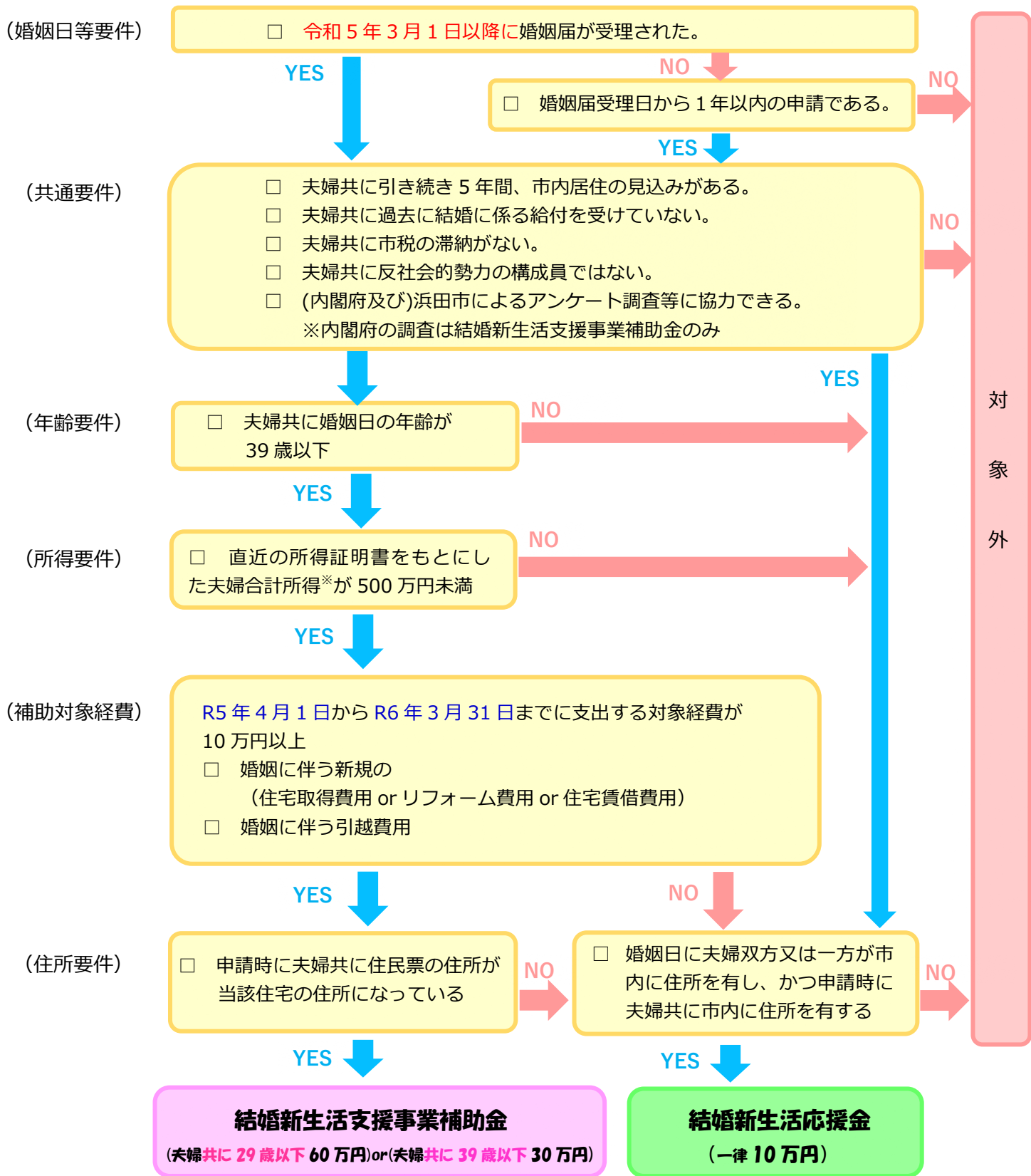
結婚新生活応援金

新婚世帯へ結婚新生活応援金を支給します。

1世帯当たり

一律 **10** 万円

1.対象要件の確認



※所得とは… ・給与所得者：1年間の給料等の収入金額－給与所得控除額（国税庁のホームページで確認）
（合計所得500万円未満は世帯年収約678万円未満相当）
・自営業の方：1年間の売上金額－必要経費
（貸与型奨学金の返済をしている場合は、夫婦合計所得から返済額を差し引くことができます。）

※所得の確認については、事前に定住関係人口推進課にてご相談ください。

【相談に持参いただきたいもの】

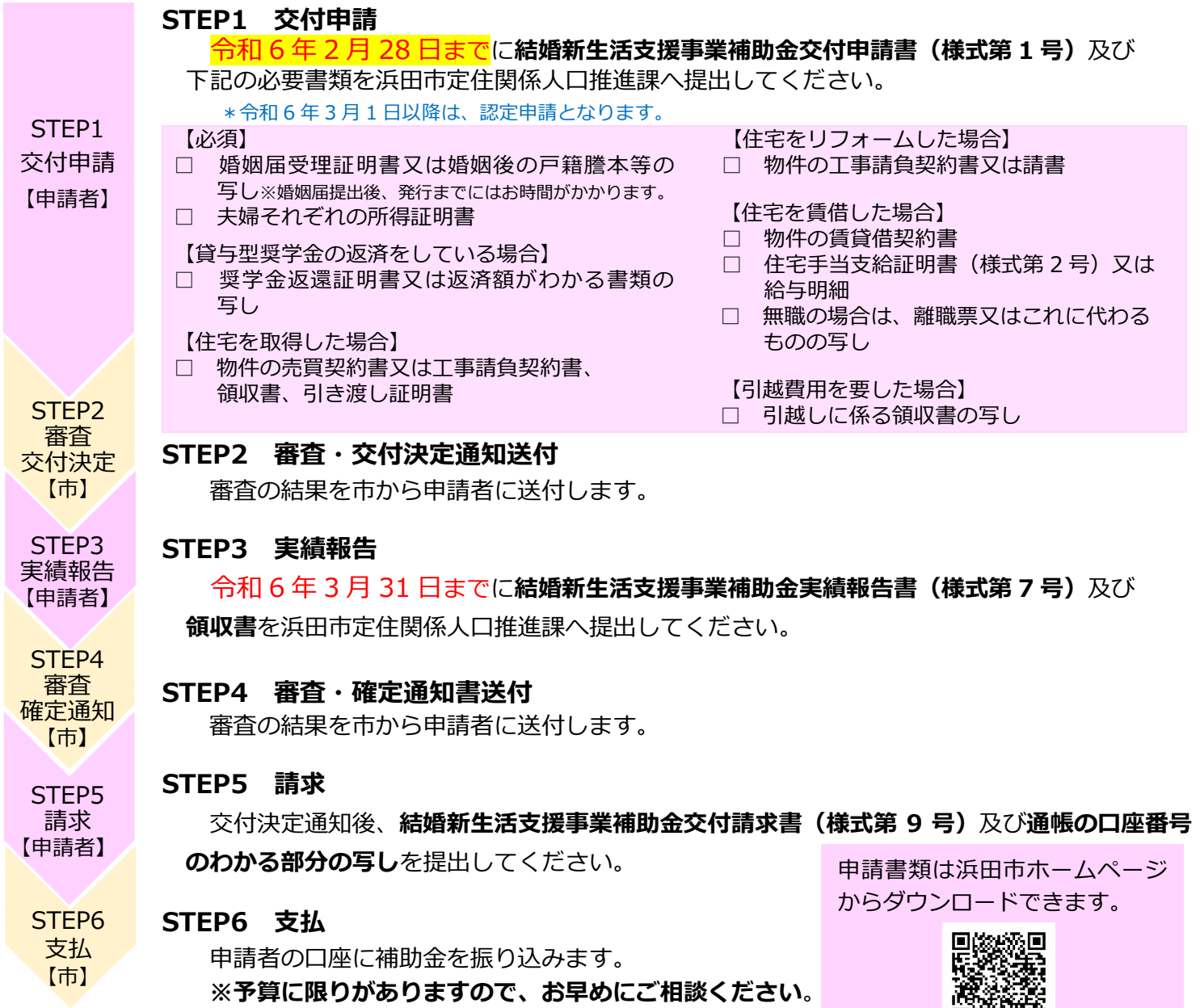
- ・令和4年の源泉徴収票又は確定申告書(令和5年4月、5月申請の場合は令和3年分)
 - ・令和4年1月～12月の奨学金返還証明書又は返済額がわかる書類の写し(令和5年4月、5月申請の場合は令和3年分)
- ※交付申請の際は、所得証明書をもとに所得金額を確認しますので、所得証明書を取得いただく必要があります。

2. 手続きの流れ

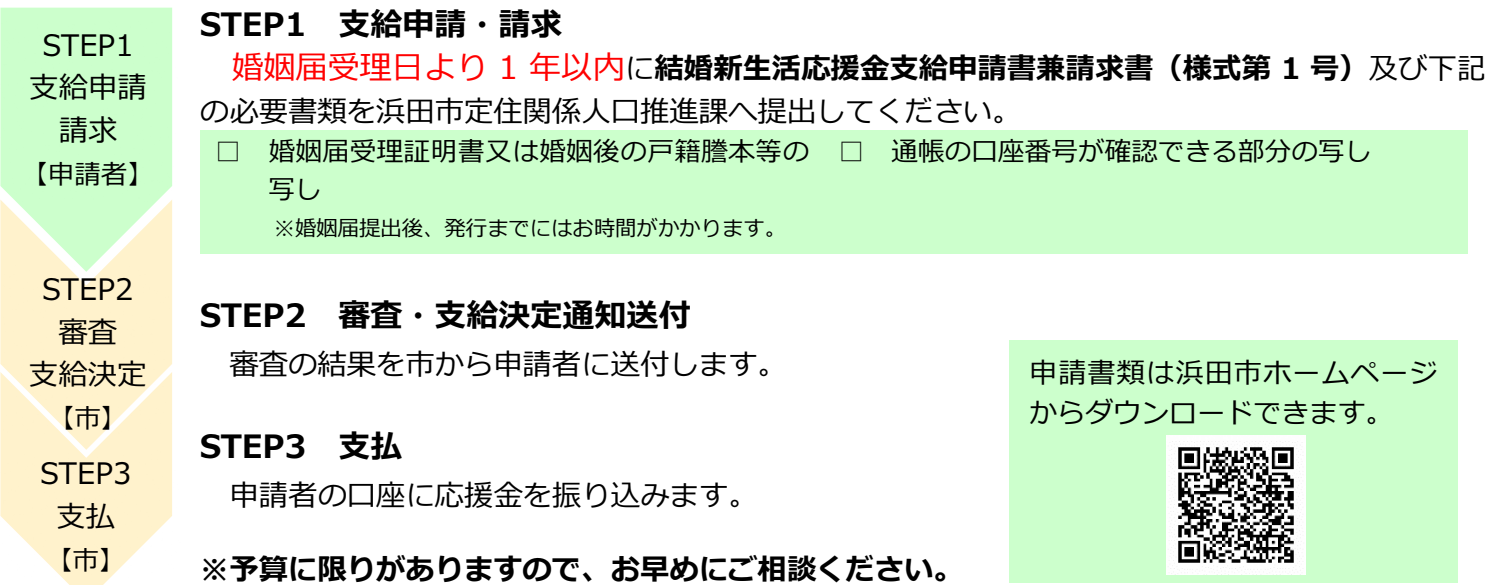
申請を検討される方は、事前に浜田市定住関係人口推進課にてご相談ください。

対象要件等から結婚新生活支援事業補助金または結婚新生活応援金のどちらを申請できるかを確認いたします。

結婚新生活支援事業補助金の申請の流れ



結婚新生活応援金の申請の流れ



3. Q&A

Q1 再婚の場合でも対象となりますか？

→A1 対象になります。ただし、夫婦の一方または双方が過去に結婚に係る給付を受けたことがある場合は、対象となりません。

Q2 結婚新生活支援事業補助金の婚姻日における年齢はどのように確認しますか？

→A2 婚姻届受理証明書や戸籍謄本等により確認します。

※年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 143 条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

Q3 婚姻日時点で浜田市に住民票がありませんでしたが、対象となりますか？

→A3 対象となる場合があります。

結婚新生活支援事業補助金の申請される場合は、申請時に住民票の住所が補助対象経費に係る浜田市内住宅の住所であれば対象となります。

結婚新生活応援金の申請をされる場合は、婚姻日に夫婦の一方又は双方が浜田市に住民票があり、申請時に夫婦双方が浜田市に住民票があれば対象となります。

Q4 結婚新生活支援事業補助金の補助対象経費はどのような費用が対象となりますか？

→A4 申請者が負担する、以下の費用が対象となります。

	対象となるもの	対象外のもの
住宅取得費用	浜田市内住宅の購入費	土地購入代、住宅ローン手数料
住宅リフォーム費用	浜田市内住宅のリフォーム費用	倉庫、車庫、外構の工事費用 家電購入・設置に係る費用
住宅賃借費用	浜田市内住宅を賃借した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料	駐車場代、物件の清掃代、鍵交交代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料
引越費用	浜田市内住宅に引っ越した際の、引越業者・運送業者に支払った費用	不用品の処分費用 業者以外に依頼して引っ越した場合にかかった費用（友人等への謝金、レンタカー代等）

Q5 婚姻前から賃借している住宅で婚姻後も引き続き生活したいのですが、結婚新生活支援事業補助金の対象となりますか？

→A5 対象となります。婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件にもう一方が入居する場合は、婚姻を契機とした同居開始後に生じた家賃や引越費用、婚姻前から同居している場合は婚姻後に生じた家賃が対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。

Q6 夫婦がリフォームを行う場合、住宅の所有者である必要がありますか？

→A6 所有者であることは要しません。ただし、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q7 対象要件に「アンケート調査等に協力できる」とありますが、どのようなことを行うのですか？

→A7 結婚に関するアンケート調査等へ協力していただきます。

Q8 結婚新生活支援事業補助金・結婚新生活応援金は所得税がかかりますか？

→A8 いずれも一時所得に該当します。他の一時所得とされる所得との合計額が 50 万円を超える場合、確定申告をする必要があります。詳しくは税務署へお問合せください。

4. 申請・お問合せ先

浜田市 地域政策部 定住関係人口推進課 移住定住係（本庁舎 4 階）

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地

TEL 0855-25-9511 FAX 0855-23-4040 E-mail teiju@city.hamada.lg.jp

URL <https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1614216426235/index.html>

